

# 泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、泉大津市環境基本条例（平成14年泉大津市条例第2号）第6条の規定に基づき、地球温暖化防止対策を推進し、2050年二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）排出量実質ゼロをめざし、持続可能な脱炭素社会を形成するため、市民に対し予算の範囲内において、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、民間施設等からの温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、補助の対象となる「充電スタンド」とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、電気自動車を利用する者の誰もが利用でき、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもの
- (2) 充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

## (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新品かつ未使用品の充電スタンドを購入し、設置する者
- (2) 市民税を滞納していない者
- (3) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、また施設でのエネルギー

一使用状況等に関する調査等に協力できる者

- (4) 充電スタンドを設置する施設の所有者又は管理責任を有する者  
(補助対象施設)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる施設は、別表1に定めるとおりとする。ただし、市長が認めたものについてはその限りではない。

2 個人宅（自宅兼事務所も含む。）に付随する駐車場及び従業員専用駐車場等、特定の利用者しか利用できない施設は、前項の規定にかかわらず交付の対象としない。

3 充電スタンドの設置において、この要綱と同様の主旨で交付される市の補助金及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができるのは、一つの施設につき一度限りとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 この要綱によらない他の団体及び事業により交付された補助金及びそれに類するものの交付を受けたことがある場合は、その額を設置に要した費用から減じた額から補助金の額を算出する。

3 設置に要した費用のうち、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものの利用は対象外とし、補助金の額の算出に含めない。

4 前各項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金事前申請書（様式第1号。以下「事前申請書」という。）に、別表3に掲げる書類を添付して申請を行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 前項に定める別表3に掲げる書類の提出は、電子データを送信する方法により行うことができるが、事前申請書については、電子データを送信する方法による提出はできないものとする。

- 3 第1項に定める申請は、毎年12月31日までに申請しなければならない。
- 4 市長は、第1項の申請内容が適当と認めるときは泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金申請承諾書（様式第2号）により通知するものとする。
- 5 申請者は前項による通知を受けた日から60日以内に承諾を受けた充電スタンドを設置し、かつ、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付申請書兼請求書（様式第3号。以下「申請書兼請求書」という。）に、別表4に掲げる書類を添付して補助金の交付を申請しなければならない。ただし、60日以内に申請できない特別の事情があるときで、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承認を得た場合は、この限りでない。
- 6 前項に定める別表4に掲げる書類の提出は、電子データを送信する方法により行うことができるが、申請書兼請求書については、電子データを送信する方法による提出はできないものとする。
- 7 申請書兼請求書に記載された申請者及び口座名義人並びに充電スタンドの購入者は、事前申請書に記載された申請者と同一の者でなければならない。
- 8 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否について決定を行うものとする。
- 2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。
  - 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者に対し補助金を交付する。

2 補助金の交付は、申請書兼請求書に記載された金融機関口座への振り込みにより交付する。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を交付された日から6年以内に、補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付及び自らの利益のために売却したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(交付を受けた者の責務)

第11条 交付決定者は、持続可能な脱炭素社会を形成するための活動に努め、環境に配慮した生活を実践しなければならない。

(協力の要請)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、市が実施する環境保全事業及び事業所などでのエネルギー使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1 泉大津市の区域内に敷地を有する次に掲げる施設の利用者が使用する駐車場 |
| (1) 商業施設                             |
| (2) 宿泊施設                             |
| (3) 観光施設                             |
| (4) 遊戯施設                             |
| (5) 飲食施設                             |
| (6) 公共施設                             |

別表 2（第 5 条関係）

- |   |
|---|
| 1 充電スタンドの設置に要した費用（消費税等を含む。）の 2 分の 1 に相当する額とし、200,000 円を限度とする。 |
|---|

別表 3（第 6 条関係）

- |  |
|--|
| 1 充電スタンドの形状、規格、性能及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し   |
| 2 充電スタンドの設置に係る費用が記載された見積書又は設置に係る費用が確認できる書類 |
| 3 充電スタンド設置予定場所及びその付近の状況を示すカラー写真            |

別表 4（第 6 条関係）

- |  |
|--|
| 1 充電スタンドの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し又は設置に係る支払いが確認できる書類 |
| 2 充電スタンドの設置状態を示すカラー写真                          |
| 3 前 2 項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの                 |

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

(〒 - )

申請者 所在地

名 称

代表者

印

連絡先 ( )

泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金事前申請書

泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、申請にあたり、私の住所、市税等の納付状況、設置予定施設を調査することに同意します。

設置予定 充電スタンド	製造メーカー	
	品名・型番	
	設置予定年月日	年 月 日
設置予定場所	<input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> 遊戯施設 <input type="checkbox"/> 飲食施設 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	施設名称	
	所在地	泉大津市
設置予定費用		円

- 添付書類    形状、規格、性能及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し  
(  に✓)    設置に係る見積書の写し又は設置に係る費用が確認できる書類  
                  カラー写真（設置予定場所及びその付近の状況）

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金申請承諾書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金の事前申請について、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり条件を付して申請を承諾します。

記

- 1 本承諾書を受領後、承諾を受けた充電スタンドを設置し、必要書類を添付の上、補助金の交付申請をして下さい。

申請期限            年        月        日

- 2 本承諾書の通知の後、設置を取り止める場合は、市長に対し申し込みの取り下げを行って下さい。



様式第3号（第6条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

(〒 - )

申請者 所在地

名 称

代表者

印

連絡先

( )

泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付申請書兼請求書

年 月 日付け泉大環第 号にて承諾を受けました、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金について、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

充電スタンド	製造メーカー							
	品名・型番							
	購入・設置年月日		年		月		日	
設置場所	施設名称							
	所在地		泉大津市					
設置費	円							
補助金申請額	十万	万	千	百	十	一	円	
振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組							
支店名	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本店 営業部							
預金種別	口座番号							
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	(右詰め)							
フリガナ								
口座名義人								

○添付書類 設置費に係る領収書の写し又は設置費に係る支払いが確認できる書類  
(  に  ) 充電スタンドの設置状態を示すカラー写真

○補助金申請額 設置費の2分の1 (上限 200,000 円)※1,000 円未満切り捨て

※他の団体及び事業により交付された補助金及びそれに類するものの交付を受けたことがある場合は、その額を設置費から減じた額から上記の額を算出する

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金の交付について、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金については、泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（不交付理由）